

令和2年 第10回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 10月29日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名
農業委員
1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志
農地利用最適化推進委員
1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 5番 永友 定己
6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸 8番 宮越 美秋
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名
3番 橋口 昌央
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第47号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
第7 議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
第8 議案第51号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
第9 議案第52号 高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
第10 議案第53号 高鍋町農業委員会農地相談員設置規則の一部改正について
6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会13時57分)

[事務局]

それでは、皆さんこんにちは。

(あいさつの声)

ただいまから、令和2年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
それでは会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

では、始めます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の橋口昌央推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番上野光正委員、6番坂元洋子委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日10月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、10月の業務報告についてでございます。

宮崎県内において新型コロナウイルスの発生が落ち着いて参りましたので、各種会議が開催されるようになってきております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

10月の総会関係でございますが、22日に現地調査を行い、本日29日が総会となっております。

なお、本日の総会終了後には、宮崎県農業振興公社の農地売買等事業説明が行われますので、よろしく願いいたします。

11月の業務計画についてでございますが、24日に現地調査、30日に総会を行うこととし、総会の後には、高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしく願います。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

はい、3ページをお開きください。県進達経過報告を申しあげます。

5条2件、10月9日付けで許可となっております。

[議長]

これにつきまして、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第47号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番、令和2年10月12日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番 畑 5, 382㎡ ほか3筆

2番、令和2年10月13日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番* 田 2, 352㎡

3番、令和2年10月20日 貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 畑 1, 373㎡ ほか3筆

以上この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番	売渡し	申出	担当委員	8番	宮越 美秋	推進委員
			順番委員	2番	坂本 実	推進委員

2番	売渡し	申出	担当委員	5番	永友 定己	推進委員
			順番委員	6番	小嶋 秀樹	推進委員

3番	貸渡し	申出	担当委員	7番	坂本 幸	推進委員
			順番委員	1番	橋口 卓史	推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、11ページをお開きください。

議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 814㎡ ほか2筆

譲受人 ○○○○

譲渡人 ○○○○

この件につきまして、上野委員お願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。御説明を申しあげます。12ページをちょっと開けてください。

縦に見ていただきますと、右上が○○の○○になります。そして下が○○の○○に通じる道ですが、この町道が非常に狭いんですが、大変狭い道路で大型機械の搬入には、支障をきたしそうなんですけども、今後、町道の拡張が計画されておるということでありますので、問題ないかなと思っております。

それから譲受人につきましては、○○の在住ですが、○○、○○、○○に競売やあっせんにて広く農地を求めておられまして、加工米とか飼料米を植え付けて、大規模農業を目指しておられるということでございます。よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。何もありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。13ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は〇〇及び〇〇地区において加工米、飼料米等を栽培しており、今回の申請は経営規模の拡大であり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

日程番号6、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。14ページをお開きください。

議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 542 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明申しあげます。15ページを開いてください。横に見ていただきますと、真ん中の下から上に続いている道路が県道の〇〇線であります。〇〇というところがあります。〇〇のすぐ下の三角のところは〇〇があります。そこをずっと〇〇に行きますと、〇〇橋があります。通称、「〇〇橋」なのですが、〇〇橋に上るところに堤防があるんですが、その一番下に畑がありますが、ここが対象地ということで、現在飼料作物が植え付けてあります。ここに太陽光パネルを300枚程度設置するための申請ということになります。

譲受人は、先月も〇〇地区に太陽パネルを設置することで、同様の申請が出されております。

資金は土地購入費、建設費等で〇〇〇〇円となっております。全額自己資金ということです。土地の造成は整地及び転圧だけでありまして、雨水等は自然浸透で安全対策として土地の境界にフェンスを設置するということになっております。また小丸川土地改良区とか〇〇水利組合の同意は得ているということでございます。

17ページを見ていただきますと、ちょうど黄色で囲ってあるところが堤防のすぐ下ということでございます。以上で説明を終わります。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となっております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次の2番と3番の案件については、資金計画の都合により、店舗建築については夫、住宅建築については妻と、便宜上、分けて申請をしたものであり、実際の事業については同時に進めるものであるため、一括して、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*-A 田 197.91㎡
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、美容室店舗です。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*-B 田 285.04㎡
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

この2件につきまして、担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。御説明を申しあげます。先ほども事務局の説明がありましたように2番と3番は関連性がありますので、一緒に説明をさせていただきます。

場所ですが、19ページをちょっと見てください。ちょうどこの申請地の右側の四つ角が〇〇の〇〇です。そしてそれを左にずっと西に〇〇の方面に行くと、前〇〇があったと思うんですけども、〇〇のすぐ西側が対象農地となっております。現在は1筆ですが、許可あり次第2筆に分筆して県道沿いが番号先ほどの番号の2番の美容室、それから奥が一般個人住宅で、3番妻の〇〇〇〇

さんが名義となる予定であります。

場所は28ページをちょっと見ていただけますか。28ページにありますように、黄色がありますけども、この****-*を分筆する予定なんですけども、この黄色の一般住宅が狭い道路がありますが、これ進入路で奥に住宅が建つというようなことになっております。

それから、資金調達ですけども、美容室が〇〇〇〇円で全額銀行から借り入れるということです。個人住宅が〇〇〇〇円でこれも銀行から全額借り入れるということです。美容室及び個人住宅はそれぞれ合併浄化槽を設置し、雨水とともに道路側の側溝へ排出予定となっております。

それから小丸川土地改良区の受益地外なんですけども、ここは〇〇地区水利組合というのがありますので、その同意を取っております。

完成予想図は25ページを見ていただきますと、この黄色いマーカーでしてあるのが美容室になります。そして奥に車が2台縦列駐車してありますけど、ここがこの御夫婦の住宅ということになるということです。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第一種住居地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となっております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、それぞれの案件ごとに採決いたします。

2番の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号7、議案第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 317㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定であります。

〇〇〇〇さんはお茶の栽培をされています。またキャベツ、白菜もされています。

申請地は、〇〇地区の〇〇の東側及び南側に6筆あり、いずれも樹園地です。

期間は10年で、年間10a当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

はい。2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 2, 375㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。

設定者が〇〇〇〇さんなので省略させていただきます。申請地は〇〇から南へ200m行った農地です。そこには、キャベツが作付されておりました。

期間は5年間で、10a当り年間〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 2, 005㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定であります。

申請地は、〇〇〇〇の西側の農地で現在はキャベツが植えてありました。

期間は5年間で、10a 当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明いたします。〇〇〇〇と〇〇〇〇さんとの利用権の設定であります。

申請地は先ほどと同じ西側の農地であります。これもまたキャベツが作付されてありました。

期間は5年間で、10a 当り年間〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

はい。次の5 番及び6 番の案件については、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者が同一の案件ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 300 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

続きまして、

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 600 m² ほか1筆

同じく、

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明いたします。5番、6番は同じ人なので、続けて説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定であります。

申請地は、〇〇の西側の農地です。いずれもキャベツが作付されておりました。

期間は5年間で、10a 当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

はい。次の7番及び8番の案件については、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者が同一の案件ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 3, 054 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○

続きまして、

8番 農地の所在 大字○○字○○****番

樹園地 8,000㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

7番、8番も同じなので続けて説明いたします。○○○○さんと○○○○さんとの利用権の新規の設定であります。

上の申請地は、○○から東へ300m行った水田です。そして、同じく下の8番の申請地は、○○を東へ150m行った南側の樹園地であります。

期間はいずれも5年間で、樹園地が10a当り○○○○円とのことです。そして水田が年間10a当り○○○○円とのことです。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 2,227㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定であります。

申請地は、〇〇から南へ 200m 行った農地で、現地を見たところキャベツが作付されておりました。

期間は 5 年間で、年間 10a 当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

次の 10 番及び 11 番の案件については、それぞれの利用権を設定する者が親子であり、利用権の設定を受ける者が同一で、2 筆の畦を取り、1 枚として耕作している案件ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 182㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

続きまして、

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 818㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子であります。そして〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定であります。

申請地は、〇〇地区の〇〇の東側の農地です。

期間は10年間で、金額は10a当り〇〇〇〇円と〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 5,744㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定であります。〇〇〇〇さんは、認定農家で白菜、キャベツ、早期水稻などを栽培されております。

申請地は、〇〇〇〇さんの養鶏場から西へ100mくらい行った農地です。ここにはいずれもキャベツが植え付けされておりました。

期間は10年間で、10a当り〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,228㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明いたします。○○○○さんと○○○○さんとの利用権の新規の設定
であります。

申請地は、○○地区の○○の西側の農地です。ここにはもうキャベツが作付
されておりました。

期間は5年間で、金額は10a 当り○○○○円です。以上です。

[議長]

14 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14 番 農地の所在 大字○○字○○****番*

田 2, 568 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明いたします。○○○○さんと○○○○さんとの利用権の新規の設定
です。○○○○さんは早期水稲及びハウスでピーマン、キュウリなどを栽培さ
れております。

期間は5年間で、金額は年間10a 当り○○○○円とのことです。以上です。

[議長]

はい。15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 990㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇から北へ200mほど行ったところにあります。現状はイタリアンが植えてあり、これは〇〇〇〇さんと耕畜連携を結んでいるということでした。

〇〇〇〇さんはハウスズッキーニ、路地のスイートコーン、早期水稻などを栽培している農業従事者です。

期間は10年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,618㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇様への強化法による利用権貸借の設定です。〇〇〇〇さんは認定農業者で加工甘藷、干し大根、ごぼうなど栽培されております。

申請地は、〇〇地区の〇〇のビニールハウスの南側になります。現地を確認したところ芋が掘ってあったあとでした。

賃借料は年間反当り〇〇〇〇円、期間は 5 年です。以上です。

[議長]

1 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。1 7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 3, 7 9 9 m² ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇様への新規での利用権貸借の設定です。

申請地は、〇〇地区で〇〇のハウスの道路挟んで北側です。甘藷掘ったあとロータリーがかけてあり、後作に高菜を植えられるそうです。

期間は5年で、賃借料は年間当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1,676㎡ ほかに2筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様との新規での利用権貸借の設定です。

申請地は〇〇で、〇〇南側で先ほど17番の〇〇〇〇さんの隣に当たります。芋を掘ったあとでした。

賃借料は年間当たり〇〇〇〇円で、期間は5年です。以上です。

[議長]

すいません。今のは19番の賃借料だと思いますけど、18番は〇〇〇〇円でいいでしょうか。

[推進委員7番]

18番、〇〇〇〇さんではなかったですか。

[議長]

賃借料が。

[推進委員 7 番]

はい、すみません。〇〇〇〇円です。

[議長]

はい。分かりました。

19 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 2, 359 m² ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番、説明いたします。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様との新規での利用権貸借の申請です。

申請地は、〇〇の南側で16、17、18番の境のない1枚の畑になっておりました。芋が掘ってあったあとです。後作に高菜を植えられるそうです。

期間は5年で、貸借料は年間反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

20 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1, 901 m² ほか2筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。○○○○さんから○○○○さんへの利用権貸借の新規設定です。○○○○さんは、先ほど坂本幸推進委員が述べましたので、省略します。

申請地は○○線の○○を過ぎて 200m 先の南側の農地です。現地を確認したところ、****番の*と*が1枚の畑でロータリーがしてありました。****番の*は道路の東側で甘藷の収穫のあとでした。

期間は5年で、賃借料は10a 当り○○○○円です。以上です。

[議長]

21 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21 番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 2, 140 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。○○○○さんから○○○○さんへの利用権貸借の新

規設定です。〇〇〇〇さんは先ほど坂本幸推進委員が述べましたので省略します。

申請地は、先ほど述べた****番の*の横になります。現地を確認したところロータリーがしてありました。期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

22番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 4,318㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規での利用権貸借の設定です。〇〇〇〇さんは認定農業者で、水稻、キャベツ、白菜などを栽培されております。

申請地は〇〇ていうのが〇〇橋のところに山の中にあります。その東側に150mくらいのところで、畑にはキャベツが植えてありました。

期間は10年で、賃借料は年間反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

23番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2,049㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番説明いたします。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様の新規での利用権の設定です。申請地は〇〇から東南に100mくらいのところですが。キャベツが植えてありました。

期間は10年で、賃借料は年間当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

24番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2,066㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの強化法の利用権の貸借の設定です。

申請地は、〇〇地区で〇〇より東に200m ぐらいの2反あまりの農地です。
現在出荷間近のキャベツが植えてありました。

期間は10年で、賃借料は年間当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

坂本幸委員、金額がちょっと。24番のやつ違ってましたので、もう一度お願いします。当たりの。

[推進委員7番]

当たり〇〇〇〇円です。前に戻ったですね。ごめんなさい。

[議長]

はい。25番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2,627㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

申請地は〇〇の通称〇〇地区の1筆で、〇〇から南東へ250mほど行ったところの農地です。

[議長]

すいません、立ってからお願いします。

[推進委員 6 番]

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。先ほど説明がありましたので、経営状況は省略いたします。現地を確認したところ、野菜を作付する準備がなされていまして。また、賃貸料は年反当〇〇〇〇円で、期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

26番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 899㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

申請地は先ほど言いました通称〇〇地区の1筆で〇〇から北へ100mほど行った農地です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんについては先ほど説明がありましたので省略いたします。現地を確認したところキャベツが植え付けられていまして。また、賃貸料は反当〇〇〇〇円で、期間は5年1か月だそうです。以上です。

[議長]

27番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 661㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

申請地は通称〇〇地区の1筆で、〇〇から西へ200mほど行ったところの農地です。

今の耕作者は先ほどの〇〇〇〇さんです。経営状況は先ほどと同じですので省略いたします。

現地を確認したところ白菜が植えてありました。また、賃貸料は年間反当〇〇〇〇円で、期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

28番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 2,231㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の 1 筆で、〇〇から東へ 2 6 0 m ほど行ったところの農地です。今の耕作者は先ほどの認定農業者の〇〇〇〇さんです。経営状況は省略いたします。

現地を確認したところ、キャベツが植え付けられていました。また賃貸料は年間反当〇〇〇〇円で、期間は 1 0 年間だそうです。以上です。

[議長]

2 9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 9 番

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 8 7 9 m² ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。

申請地は、通称同じく〇〇地区の1筆で実質的に2筆引っ付いております。
〇〇から南東へ300mほど行ったところのハウス6棟の農地です。

今の耕作者は認定新規就農者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんの経営状況は親がハウストマトなどを作っておられましたけども、今は水稻、ほかズッキーニやニラなどを栽培されています。

現地を確認したところ、ズッキーニが植え付けられていました。また、賃貸料は年反当〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

30番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。30番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3,732㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規での利用権貸借の設定です。〇〇〇〇さんは〇〇で認定農業者を取得されています。共に加工甘藷を栽培されて、出荷先は〇〇だそうです。

申請地は日置牧で〇〇のすぐ南側で、芋を掘ったあとにロータリーがかけてありました。

契約期間は10年で、賃貸料は年間反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

31番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。31番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 979㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当代理の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの新規での利用権の設定です。先ほど説明いたしました〇〇〇〇さんの隣の畑です。境は分からないくらいになっておりました。芋が掘ったあとロータリーがかけてありました。

期間は10年で、賃借料は年間当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

32番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。32番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1,579㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当代理の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの新規での利用権の設定です。

申請地は〇〇〇〇さんの西隣で〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの3名の畑が一緒になっております。1枚になっております。芋が掘ったあとロータリーがかけてありました。

期間は10年で、賃貸料は年間反当り〇〇〇〇円です。よろしく申し上げます。

[議長]

33番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3, 883 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当代理の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の設定です。

申請地は、〇〇地区で旧〇〇の隣になります。加工用甘藷は掘ったあとでした。

期間は10年で、賃貸料は年間当り〇〇〇〇円です。よろしく申し上げます。

[議長]

34番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 3, 375㎡ ほか2筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当代理の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規での利用権の設定です。
申請地は〇〇から北に200mぐらいのところにあります。現在は確認したところ芋が植えてありました。以上です。
ごめんなさい。期間は10年で、賃借料が〇〇〇〇円だそうです。よろしく
お願いします。

[議長]

35番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1, 575㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの新規での利用権の設定です。

申請地は〇〇から北東に 1 5 0 m ぐらい行ったところでした。芋が植えてありました。

期間は 1 0 年で、反当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

3 6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3 6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 2, 2 3 0 m² ほか 1 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの新規での利用権の設定です。実は〇〇の〇〇に行く道路を〇〇という家があって、そこの近くに交差点があります。西に 1 0 0 m ぐらいのところの農地が〇〇〇〇様の農地で交差点を東に 1 5 0 m ぐらいの畑が〇〇〇〇様の畑だそうです。

現況は加工芋が植えてありました。〇〇に出荷されるそうです。

期間は 1 0 年で、年反当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

3 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 1, 386㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの新規での利用権の設定です。〇〇〇〇様は〇〇で認定農業者です。甘藷が植えてありました。出荷先は〇〇だそうです。

申請地は、〇〇の休憩所から西に100mくらいの畑です。芋が植えてありました。

期間は10年で、賃貸料は反当り〇〇〇〇円だそうです。よろしく申し上げます。

[議長]

はい。ここで、しばらく休憩をいたします。

3時5分から再開いたします。

(暫時休憩)

それでは再開いたします。

次の38番から57番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者については省略しますので、御了承ください。

それでは、38番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。 38番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 868㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は通称〇〇地区の地続きの2筆で、〇〇から東へ360mほど行ったところの農地です。

今の耕作者は認定農業者である、〇〇〇〇さんの息子さんで〇〇〇〇さんです。11月の審査会で認定新規就農者になる予定の方です。

現地を確認したところ、白菜が植え付けられていました。また、賃貸料は反当年〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

39番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。 39番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 959㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は先ほどの〇〇地区の 1 筆で〇〇から東へ 3 3 0 m 行ったところの農地です。先ほどの農地から西へ 3 0 m 行ったところの農地です。今の耕作者は先ほどの〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは先ほど説明いたしましたので省略いたします。

現地を確認したところ、同じく白菜が植え付けられていました。また賃貸料は年反当たり〇〇〇〇円で、期間は 5 年間だそうです。以上です。

[議長]

4 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。 4 0 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1 0, 5 2 0 m² ほか 1 筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は〇〇通称〇〇ですけども、の 2 筆で〇〇から南西へ 1 5 0 m ほど行った 1 段上の農地です。今の耕作者は先ほどの〇〇〇〇さんです。経営状況は

省略いたします。

現地を確認したところ、きれいにロータリーがかけられてありまして、野菜を取る準備がなされておりました。また、賃貸料は反当年〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

41番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。 41番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 3,075㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は通称〇〇地区の1筆で、先ほどの〇〇から東へ300mほど行ったところの農地です。耕作者は先ほどの〇〇〇〇さんです。経営状況は省略いたします。

現地を確認したところ、白菜が植え付けられていました。また、賃貸料は反当年〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

42番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。42番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 811 m²

利用権を設定する者 ○○○○

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。○○○○さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は通称○○地区の 1 筆で先ほどの○○から東へ 350 m ほど行ったところの農地です。先ほどの農地と一体化されております。今の耕作者は先ほどの○○○○さんです。経営状況は省略いたします。

現地を確認したところ、同じく白菜が植え付けられていました。

賃貸料は年○○○○円で、期間は 5 年間だそうです。以上です。

[議長]

43 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。43 番 農地の所在 大字○○字○○****番

畑 1, 150 m²

利用権を設定する者 ○○○○

担当代理の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。○○○○さんからの農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は、〇〇通称〇〇地区の1筆で〇〇から西へ320mほど行ったところの農地です。今の耕作者は〇〇〇〇で〇〇内で幅広く〇〇栽培されております。

現地を確認したところ、〇〇が植え付けられていました。また、賃貸料は年
反当〇〇〇〇円で、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

44番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。44番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 2,023㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業
振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は、大字〇〇地区の2筆で、1筆は〇〇から南西へ360mほど行っ
たところの農地で、もう1筆は〇〇の〇〇から南西へ120m行ったところの
農地です。今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。経営状況は水稲、露
地野菜、飼料稲など幅広く栽培されております。

現地を確認したところ、早期水稲が刈り採られておりまして、後穂が伸びた
状態でしたが、耕運の為、畦畔の草刈りが出されておりました。また、賃貸料
は反当年〇〇〇〇円で、期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

45番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。45番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 2, 349㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明します。〇〇〇〇さんから公社との新規の利用権貸借です。
申請地は、高鍋の〇〇の〇〇の〇〇があります。すぐそこの西側に申請地は
ございます。
現状はロータリーがかけられて、きれいになされてありました。
期間は10年で、賃借料は〇〇〇〇円です。
耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

46番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。46番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 787㎡ ほか2筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明前にすみませんけども、今回の私のすべての案件が耕作者が〇〇〇〇さんになってますので、その分を省略させていただきたいと思いません。

説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇がある場所から西へ50mほど行ったところに1か所と、南へ50mほど行ったところがございます。

現状は最初の1か所がキャベツが植えてありまして、あとの方にはブロッコリーが植えてありました。

期間は10年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

47番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。47番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3,101㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との新規の利用権貸借です。

申請地は先ほど説明した、キャベツが植えてあるすぐ横に申請地がございます。

現状はキャベツが植えてありました。

期間は10年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

48番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。48番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 3,986㎡ ほか2筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

8番説明いたします。〇〇〇〇さんと公社との新規の利用権貸借でございます。

申請地は先ほど説明した、高鍋の〇〇の〇〇の〇〇のすぐ北側と南側に申請地がございます。

現状は北側はキャベツが植えてありました。南側は後日キャベツが植えられると思いますが、ロータリーが綺麗にかけられていました。

期間は10年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

49番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。49番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1,842㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇があるところのすぐ前の南側に申請地がございます。

現状はコスモスが植えてありました。大変今見ごろになっておりますので、見に行くといいかなと思っています。

期間は10年で、賃借料は発生しておりません。以上です。

[議長]

50 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。50 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 000 m² ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明いたします。〇〇〇〇さんと公社との新規の利用権貸借です。

申請地は先ほど説明いたしました〇〇のすぐ右側の前になります。

現状はロータリーがきれいにかけていました。

期間は10年で、賃借料はございません。以上でございます。

[議長]

51 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 2, 8 2 1 m²
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との新規の利用権貸借で
ございます。

申請地は先ほど説明いたしました、またすぐ西側の 1 段上になります。

現状は白菜が植えてありました。

期間は 5 年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 5 0 2 m² ほか 2 筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との新規の利用権貸借で
ございます。

申請地は、前〇〇をしておりました、〇〇〇〇さんとこの鶏舎の東側に 1 筆

と、〇〇のところから西へ50mほど行き、南へ50mほど行ったところにご
ざいます。

現状はどちらともキャベツが植えてありました。

期間は10年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

53番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。53番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 120㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との新規の利用権貸借でござ
います。

申請地は、また一緒になりますけども、先ほど説明いたしました〇〇のた
ころから西に50m行って、南へ60mほど行ったところにあります。

現状はキャベツが植えてありました。

期間は10年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

54番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。54番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 4, 249㎡

利用権を設定する者 ○○○○
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

説明します。○○○○さんから公社との新規の利用権貸借でございます。
申請地は、毎回同じになるんですけども、先ほど説明しました、すぐ北側の横になります。

現状はブロッコリーが植えてありました。

期間は 10 年で、賃借料は反当り○○○○円です。以上です。

[議長]

55 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。55 番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 2, 428 m²

利用権を設定する者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明いたします。○○○○さんから公社との新規の利用権貸借です。

申請地は○○の○○から西へ 50 m ほど行った左側でございます。

現状はロータリーがかけられてきれいになっていました。キャベツを植えられるそうです。

期間は10年で、賃借料はございません。以上です。

[議長]

56番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。56番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 2,679㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定であります。

申請地は〇〇の〇〇の横の道を上がって行きますと、〇〇〇〇の鶏舎があります。その北側の農地であります。耕作者は〇〇〇〇さんで認定農業者です。

期間は10年で、10a当り金額は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

57番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。57番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 8,122㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから社団法人農業振興公社を使っでの
利用権の設定です。

申請地は、〇〇坂を上って行って、右に行って〇〇というところの南側に位
置する農地です。耕作者は先ほどと同じ〇〇〇〇さんです。

期間は 10 年間で、金額は 10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 57 番までの案件について、一括して採決したいと思います、こ
れに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1 番から 57 番まで、計 57 件の案件について原案のとおり決定することに
賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 8、議案第 51 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断につい
て」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。今月は松井委員と橋口昌央推進委員の担当地区 1 地区において、10
月 5 日に現地調査を実施して、非農地と判断いただきました。43 筆 26, 7
69 m²を議案にあげております。場所は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇

になります。

議案は53ページの1番、2番。航空写真は57ページになります。

真ん中辺りに見える曲線の道路は〇〇に上がる県道で、その途中の2筆になります。

続きまして、議案は53ページの3番、4番。航空写真は58ページになります。

先ほどの県道を〇〇方面に進んで左折して、〇〇のハウスを過ぎて右折し、直進した牛舎跡の近くになります。

続きまして、議案は53ページの5番。航空写真は59ページになります。

58ページの県道を更に〇〇方面に進んで左折したところで、場所は〇〇になります。

続きまして、議案は53ページの6番。航空写真は60ページになります。

右上は〇〇の茶工場で、真ん中辺りの左の白いところが〇〇の鶏舎の跡になります。その付近になります。

続きまして、議案は53ページの7番から10番。航空写真は61ページになります。

先ほどの60ページの航空写真の更に南側になります。

続きまして、議案は53ページの11番、12番と54ページの13番。航空写真は62ページになります。

61ページの県道を更に〇〇方面に進んで、〇〇を左折して約500mくらい進み、直進し、その北側辺りになります。

続きまして、議案は54ページの14番。航空写真は63ページになります。

先ほどの62ページを更に東に進んだ突き当たりのところになります。

続きまして、議案は54ページの15番から21番。航空写真は64ページ

になります。

右側に見える道路は、国道10号線から〇〇近くの信号の西へ上がってきた道路になります。

続きまして、議案は54ページの22番から24番と55ページの25番から26番。航空写真は65ページになります。

先ほど説明に使用いたしました航空写真60ページの更に北東に当たります。真ん中辺りに見える建物が〇〇で、その東側辺りになります。

続きまして、議案は55ページの27番。航空写真は66ページになります。先ほど説明に使用いたしました航空写真の57ページの更に東側になります。

続きまして、議案は55ページの29番。航空写真は67ページになります。真ん中辺りに見えるのが、〇〇でその南側になります。

続きまして、議案は55ページの28番と30番から35番。航空写真は68ページになります。

真ん中辺りに見えるのが、国道10号線で左側に2筆、右側の30番から33番の4筆については、線路沿いになります。

続きまして、議案は55ページの36番。56ページの37番、38番。航空写真は69ページになります。

先ほどの68ページを更に南側で、〇〇の隣接地になります。

続きまして、議案は56ページの39番から43番。航空写真は70ページになります。

真ん中の道路は国道10号線で、赤く示している2筆、上になりますが、〇〇の南側になります。更に南側の茶色の部分と駐車場が見えるところが、〇〇でその北側及び南側になります。

以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 9、議案第 52 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。資料は 71 ページからとなります。

まず、72 ページを御覧ください。

「第 1 基本的な考え方」についてでございます。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の「指針を定めるように努めなければならない。」との規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、定めるものでございます。

なお、この指針は、令和 5 年を目標年として、平成 29 年に定められておりました。今年 7 月の委員改選に伴い、今回見直しを行ったものでございます。

平成 29 年 9 月に定めました指針につきましては、平成 28 年 4 月に全国農業会議所が定めた「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」推進要綱に「担い手の農地利用集積率 8 割、遊休農地ゼロに向けた取り組み強化」が平成 30 年度までの運動の目標として盛り込まれていることから、それを踏まえて目標が設定されたものでございます。

しかしながら、実態に即したものとはいえない数値であり、令和 2 年 3 月現在で、担い手の農地利用集積につきましては、目標 698 ha、51.9% に対し、666.6 ha、45.3%、遊休農地につきましては、目標 0 に対し、65.8 ha、4.5%となっております。

それでは、「第 2 具体的な目標と推進方法」について、御説明いたします。
まず、「1. 遊休農地の発生防止・解消について」でございます。

3年前に定めました指針におきましては、先ほど申しましたとおり、令和5年3月までに遊休農地を0とすることで目標を設定しておりましたが、3年間で12.1ha増加しております。

今回の指針の見直しにおきましては、昨年の実績、2.9haの減を勘案いたしまして、1年あたり3ha、3年間で9haの遊休農地解消を目標としたところでございます。

続きまして、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」でございます。

今回の指針の見直しにおきましては、前回の目標設定時から3年間で、28.6ha、2.2ポイント増加しております。

目標といたしましては、1年あたり10ha、3年間で30haの担い手への集積を設定したところでございます。

以上の2点につきまして、いずれも直近の実績に、少しではございますが上乘せをいたしまして、目標を設定したところでございます。

73ページの「参考 担い手の育成・確保」につきましては、総農家数につきましては、農林業センサスにおける数値に、近年の減少割合を勘案して3年後の見込みを算出しております。

また、担い手の現状及び目標につきましては、農業政策課に算出してもらったものでございます。農家数は減少傾向にございますが、地域ごとの「人・農地プラン」の実質化の話し合い等により、担い手への農地集積をすることにより、認定農業者の数は現状の数を確保しようというものでございます。

「3. 新規参入の促進について」でございますが、今までの実績を勘案しまして、個人につきましては、1年に1人の3年間で3人、法人につきましては、3年間で1法人、面積につきましては、初めから大きな面積は難しいと思われるので、新規参入時はそれぞれ0.5haを目標とするものでございます。

なお、具体的な推進方法といたしましては、参入時における農地のあっせん、関係機関との連携、参入後にしっかりフォローアップができる体制を整えていかなければならないと考えております。

説明は以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第7条第2項により、農業委員会がこの指針を定める場合、または変更しようとする場合においては、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないと定められております。

御意見、御質問がございましたら、推進委員の皆さんも発言をお願いします。何かございませんか。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい。2番。

[2番]

はい。2番。3の新規参入の促進についてですけれども、目標の設定値ですが、個人が初年度0.5haで法人ももう同じ数字になってますが、これはどういう意図でこういう数字が出てきたのでしょうか。

[事務局]

これにつきましては、法人につきましてもいろんな形態がございまして、なかなか法人だから大きな目標という設定の具体例がちょっと見つからなかったということで、基本的にハウス施設が多いと思われましても、最初は0.5ぐらいから、実際はその法人の規模によって大規模な就農を図る場合もあるとは思いますが、目標としては個人と一緒に数値を使わせていただいたこととさせていただきます。

[2番]

それについていいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[2番]

その園芸に関してですけど、地域参入で、ただの法人化するとかいうなんかそういう縛りが入ったとかいうわけではないんですか。

[事務局]

そういうわけではございません。

[議長]

はい。そのほか何かございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号10、議案第53号「高鍋町農業委員会 農地相談員設置規則の一部改正について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。資料は74ページからとなります。76ページの新旧対照表で御説明いたします。アンダーラインが今回改正する部分で、左側が改正前、右側が改正後でございます。

農業委員会事務局では農地相談員1名を任用しておりますが、地方公務員法及び地方自治法が改正され、本年度から「会計年度任用職員」制度が創設されたことに伴い、規則を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、まず1番上の第4条、身分についてでございます。「非常勤の特別職」とあるのを「会計年度任用職員」に改めるものでございます。これは法が改正されて身分が新たに作られたことに伴う変更でございます。

続きまして、規則の第5条から第13条。改正前の規則におきましては、左側でございますけども、勤務条件、報酬などいろいろ定めておりましたが、法律の改正により、会計年度任用職員に付いてる身分処遇等が法律で規定をされておりますので、規則で新たに謳う必要がなくなりましたので、この第5条から第13条を削って、次の77ページの1番下、第14条を第5条に繰り上げるものでございます。

法律の改正に伴いまして、今回規則を改正しております、この農地相談員の処遇とかが大きく変わるものではございません。以上でございます。

[議長]

ただいま、説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和2年第10回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうも御苦勞様でした。

(閉会 15時45分)

高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 5 番

署名委員 6 番